

(関係条文)  
令 46 条

## 1 施行通知（平成 12 年 6 月 1 日建設省住指発 682 号）

(2)木造建築物の耐震壁の配置規定の整備(令第 46 条並びに告示第 1351 号及び第 1352 号関係)

木造の建築物については、基準の明確化を図る観点から、木造建築物の耐震壁の配置の方法に関して建設大臣が定める基準によらなければならないこととした。建設大臣が定める基準においては、建築物の部分ごとの耐震壁量の割合等を定めた。

また、小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが 1.4 メートル以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の 2 分の 1 未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はないものであるが、近年このような物置等を設置する事例が増加してきていることを踏まえ、軸組等の規定を整備した。なお、構造計算が必要となる場合においては、令第 85 条の規定に基づき当該部分の積載の実況を反映させて積載荷重を計算することが必要である。

## 2 取扱い

上記施行通知により「小屋裏部分、天井裏部分等を利用した物置等（以下、物置等）がある場合においては、当該物置等の最高の内法高さが 1.4 メートル以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の 2 分の 1 未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要がない」とされたが、上記施行通知は従来を通達等による物置等を設置する場合の木造建築物の耐震壁の配置規定の整備を行ったものである。よって物置等を設置する場合の形態制限については従来を通達等を含めた以下の取扱いによる

## ． 施行通知による制限

物置等の水平投影面積はその存する部分の 2 分の 1 未満  
物置等の最高の内法高さが 1.4 メートル以下

## ． 従来を通達等による制限

物の出し入れのために利用するはしご等は、固定式のものとしないこと  
物置等は季節的に不要な物等を置く用途に限る  
形態上、物置ではなく居室としての利用が予想されるものは階としてみなされる

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01  
2012.05.01 改正  
2013.4.8 改正